

令和 6 年 6 月 27 日現在

機関番号：32801

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12980

研究課題名(和文) 格差社会における租税の可能性 持続的で安定した社会の実現に向けて

研究課題名(英文) Possibility of taxation in an unequal society-Towards the realization of a sustainable and stable society-

研究代表者

酒井 翔子 (Sakai, Shoko)

嘉悦大学・経営経済学部・教授

研究者番号：50740403

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は、租税が富・所得の再分配機能を通じた経済的格差是正機能に効力を発揮できるという問題意識に基づいて、「富の格差を是正する租税政策」、「所得(個人所得と法人所得)の格差を是正する租税政策」、「消費税の逆進性を緩和する租税政策」が検討・提案されたことである。これらの租税政策が導入されるならば、富の再分配機能および所得の再分配機能を通じて、経済的格差が大幅に是正でき、公正かつ健全な経済社会が構築されるであろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、(1)財源確保のための最適な税体系、(2)格差是正のための所得再分配方法の両視点から検討を行うことで、将来を見据えた抜本的な租税政策への糸口を得ようと進めてきた。その結果は主として「富の格差を是正する租税政策」、「所得(個人所得と法人所得)の格差を是正する租税政策」、「消費税の逆進性を緩和する租税政策」の検討・提案(詳細は後述される)に至っている。本研究で得られた租税政策の提言が、安定した経済基盤の確立と持続可能な社会保障制度のための具体的な政策に着手する機会となれば、その成果は今後の日本経済・日本社会の発展に大いに貢献するであろう。

研究成果の概要(英文)：The results of this research are based on the awareness that taxes can be effective in rectifying economic disparities through the function of redistributing wealth and income.

As “Tax policies to correct wealth disparities,” the creation of a financial asset tax, the reintroduction of a wealth tax, and the strengthening of the foreign assets record system were considered and proposed. As “Tax policies to correct the disparity in income,” the creation of a single-parent tax credit, additional sales income tax on large companies, and the creation of an international digital tax are being considered and proposed. Regarding “Tax policy to alleviate the regressivity of consumption tax,” The study focused on discussions in developed countries that have introduced EU-style value-added tax and consumption tax and proposed a Japanese-style benefit tax credit.

研究分野：税務会計

キーワード：格差是正 所得再分配 富の再分配

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

「世界的規模で富の集中 (concentration of the wealth) や経済格差 (economic disparity) が非常に深刻化している。ピケティによる『21世紀の資本』やオックスファムの『99%のための経済』によれば、ごく少数の富裕層が地球の大半の富を所有し、富裕層への課税がここ数十年で緩和されている問題が指摘されている。

その一方で、生活保護受給額 (平成 28 年現在、東京都区内では、3人世帯に月額 160,110 円、母子 3人世帯に月額 189,870 円) 程度の収入しか得られない生活困窮者の貧困者率は上昇し、若いワーキング・プアとともに、離婚・死別による片親 (特に、母親) に育てられている子供の貧困率上昇、少額の年金しか受給できない高齢者の貧困化 (下流老人化) が社会問題化している。わが国における子供の貧困率は約 16%、高齢者貧困率は約 29%、ひとり親家庭の貧困率は OECD 先進諸国 34 か国の中で最低レベルの 55% にも上る。正社員と非正規労働者 (派遣社員) との給与格差、業種間・大中小法人間の労働者賃金の格差等も広がり、個人間における所得 (または富) の格差の深刻化は格段に増している。このように、子育て支援、教育無償化、低所得者支援等の社会保障に係る財源確保に加え、非正規雇用者の増加や AI (人工知能) 時代到来に伴う格差社会の深刻化など、わが国の直面する問題は山積している。

こうした状況において、租税は所得再分配機能を通じた格差是正機能を有しており、バランスのとれた税体系による所得再分配が今後の持続的な日本社会へ、大きく機能することが期待される。平成 24 年に「社会保障と税の一体改革」が提案されたのを契機として、社会保障財源を賄う租税制度の様々な検討が展開され、平成 31 年に消費税の標準税率が 10% へ引き上げられたが、年金制度による世代間扶養 (世代間所得再分配) は限界に達している今日、同世代間の再分配を可能にする租税の役割がより一層重みを増している。

一方でわが国税制の所得再分配機能は限定的であり、OECD 諸国の中でも最低レベルである。「富の集中」や「社会不安」は、歴史的必然性として、政治的な不安定要因となる危険性が高い。経済的格差社会に対抗して、「富再分配機能」と「所得再分配機能」の回復・強化を図る対策を講じていくことがわが国税制に求められる課題であり、そのために本来負担すべき納税義務者から適正に徴税し、適切に分配される仕組み・租税制度の構築が必要不可欠である。

この様な背景・問題意識により、(1)財源確保のための最適な税体系、(2)格差是正のための所得再分配方法の両視点から、将来を見据えた抜本的な租税政策の検討を行った。

2. 研究の目的

前述のとおり、少子高齢化が急速に進展し、格差社会の到来するわが国において、現代世代・将来世代すべての国民が安心できる持続的な社会保障制度と経済基盤の確立が喫緊の課題とされている。年金制度による世代間所得再分配は限界に達している今日、租税による同世代間の再分配機能をいかに回復・強化させることが最大の論点となり、そのための判断指標が求められている。

そこで、本研究は、持続的で安心できる社会の実現に向けて、説得力のある示唆を得ることを目的として、(1)財源確保のための最適な税体系、(2)格差是正のための所得再分配方法を研究課題の主軸とし、現行制度の問題点を整理しながら諸外国での議論をふまえてわが国の持続的かつ安定的な社会構築に資する税制について検討を行う。

3. 研究の方法

本研究の主要テーマである(1)財源確保のための最適な税体系、(2)格差是正のための所得再分配方法に関して、日本型の制度構築に向けて示唆を得るべく、(1)については、(a)タックスミックスの見地から最適課税論における論点・実現可能性を研究し、(b)欧州諸外国の税体系も検証しながら、わが国の最適な税収構造への検討を行った。(2)については、税額控除による所得再分配方法の方が所得控除による場合よりも有用であるという先行研究を前提とし、給付付き税額控除の有効性について、導入時の政策目的およびその結果について検討を行った。毎年の手順としては、前年の成果吟味、研究協力者との情報共有(研究会)や現地調査、分析・検討、国内学会における成果報告、論文投稿という形で研究活動を遂行し、OECD公表の各種資料、英国に本部を置く2018年設立のワーキンググループ(Basic income European Network: Executive Committee)が随時公表する諸論文、欧州裁判所による裁判例、2021年のBEPS最終合意に係る諸資料等、国内外の最新資料を中心に分析・検討してきた。

4. 研究成果

本研究の成果は、租税が富・所得の再分配機能を通じた経済的格差是正機能に効力を発揮できるという問題意識に基づいて、「富の格差を是正する租税政策」、「所得(個人所得と法人所得)の格差を是正する租税政策」、「消費税の逆進性を緩和する租税政策」が検討・提案されたことである。

1. 「富の格差を是正する租税政策」として、金融資産税の創設、富裕税の再導入、国外財産調書制度の強化等が検討・提案された。高額所得者・高額資産家が資産隠し・不正蓄財の手段として頻りに悪用されてきた金融資産の所有に対して「金融資産税」が新規税目として追加課税されるべきである。同様に宝石・貴金属、書画・骨董、贅沢品・奢侈品等の保有も課税対象とする「一般財産税」の導入が必要である。高額資産所有者に対して、金融資産等も含む財産一般について低率の「富裕税」の課税を行い、穏健・健全な社会構築のために緩やかな「富の再分配」が図られるべきである。かつてのわが国で採用され、継続を断念した富裕税の懸念事項(金融資産等の把握困難性、資産再評価の困難性、割高な徴収コスト・税務行政の執行上の難点等)を解決できるならば、富裕税の再導入は不可能ではない。コンピュータ・コピー機の発達、AI(人工知能)により膨大な量の情報収集・保存処理が可能となった現在では、金融資産・不動産の保有状況は把握できるであろう。マイナンバー制度と通称される「個人番号制度」は、租税の捕捉・徴収の信用性確保に必要な不可欠な前提条件であり、「個人番号制度」と「高額所得者の資産申告制度」や「株式の強制登録制度」などを相互活用するならば、所得税・財産税は正確に捕捉・徴収できるはずである。

課税対象が拡大するので、「歳入中立性の原則」(principle of revenue - neutrality)の観点から、1.4%よりも低い税率(たとえば、半分の0.7%)の設定も考えられる。たとえば、固定資産税には現行どおりに市町村税として1.4%(または0.7%)で賦課・徴収すると想定した場合、財産一般に対する「富裕税」には0.3%の税率設定も考えられる。

なお、昭和25年公布の「富裕税法」における免税点は500万円(現在、4億円相当額)であったが、資産課税法である「地価税法」における個人の基礎控除額(定額控除額)は15億円あるので、再導入される「富裕税」では、4億から15億円までに該当する免税点が妥当であるかもしれない。

なお、『世界不平等レポート2022』では、経常的な富裕税の導入を提案している。時価評価した富裕層の金融資産・不動産から負債を控除した「純資本」を課税ベースとして高い累進課税を課すことにより、一部に集中した膨大な富を社会全体の福祉に還元する税制構築を唱えている。

富の格差を是正するための国際連帯税である。OECD を中心に進められてきた「多国間税務行政執行共助条約」(租税に関する相互行政支援に関する条約: Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters)、「共通報告基準」(Common Reporting Standard) 国別報告書 (Country by Country Report) 等の策定により、国際的な協調の下で「21 世紀の課題を解決する新しい税制」として、国際連帯税である経常的な富裕税導入は現実味を帯びている。

このように改善された租税政策を実践できるようにするためには、それを支える税務執行制度の確立が必要である。近年、わが国では、税務行政の合理化・簡素化とともに、納税義務者の事務処理の効率化・IT 化等を促進するために、法律が整備されてきた。国外財産の合計額が 5,000 万円を超える居住者に対し、「国外財産調書」を提出する「国外財産調書制度」が平成 26 年に施行され、社会保障制度と租税制度を一体化し、所得税の公平性の担保・正しい所得把握体制を整備するために「番号法」が平成 28 年に施行された。さらに、資本金 1 億円超の法人、投資法人、相互会社、特定目的会社等に対して、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より電子申告が義務化され、電子申告による申告書等の提出以外は原則として無申告扱いとされる。「社会保障・税共通の番号制度」を導入した「番号法」の創設・施行により、すべての個人と法人に「個人番号」と「法人番号」が付番されたため、租税の捕捉・徴収の信用性は格段に増し、財産税・取得税・消費税の適切な徴収および公平な課税を実現できる可能性は高まった。コンピュータ・コピー機の発達、事務処理電子化の進展、AI の活用等により膨大な量の情報収集・保存処理が可能となった現在では、金融資産・不動産の財産保有状況、正確な所得は把握できるはずである。「国外財産調書制度」や「番号法」の施行、電子申告義務化の創設等によって財産・所得等から適切に徴収される租税の増加によって、所得税率・相続税率等を引き下げたり、基礎控除額等を高くすることもでき、経済的・社会的弱者に対して減税を図ることができる。

2. 「所得(個人所得と法人所得)の格差を是正する租税政策」として、単親者税額控除の創設、大規模企業に対する売上収入税の追加課税、国際的デジタル課税の創設等が検討・提案された。

個人所得の再分配を強化するためには、経済的・社会的弱者に対して租税優遇措置を講じるべきである。近年、離婚・死別による片親(とりわけシングル・マザー)に育てられている子供の貧困率上昇が社会問題化している。将来における日本社会・経済の人材となる子供を社会的・税制的に支援するために、「単親者税額控除」を新規に設け、「特定寡婦控除・寡夫控除」の税額控除化を図るとともに、23 歳未満の特定扶養親族の「扶養控除」も税額控除化するべきである。

大規模企業と中小零細企業との経済格差を是正し、法人所得の再分配を強化するためには、付加価値・収益性等の異なる業種ごとの「業種別税率」の設定、一定額以下の所得に対する「少額利益税率」(軽減税率)の設定が講じられるべきである。さらに、一定金額の売上高を超える大規模法人に対しては、事業活動規模を表す売上高を課税標準とする「売上収入税」を追加徴収し、担税力の高い大規模法人に対する「法人税の外形標準課税」も考慮に入れる時機に入ったのではなかろうか。

さらに法人課税で問題となる懸念事項としては、「タックス・ヘイブン」を利用できる多国籍企業・巨大企業の国際的租税回避行為が租税負担の格差を招来している。実質的に所得を生み出している消費国への適正な所得配分には、OECD・EU 諸国で行われている検討・政策による新しい視点がわが国の国際課税のあり方に有意義な示唆もたらすに違いない。すなわち、従来、国際課税の原則は、居住地国・源泉地国・仕向け地国の概念に基づき成り立ってきた。従来型の経済取引に対する法人課税は、PE 等の「足がかり」が市場国に存在するため、足がかりを通じた経済取引に着目して、移転価格税制を適用することにより、課税権の行使が可能であった。デジタル取引の場合には、課税根拠となる「足がかり」がないため、まったく別の課税根拠を見つけな

ければならず、その「足がかり」としてどのようなものが考えられるか、という問いに関して、OECD の結論は、市場国における売上金額を根拠として、デジタル企業の企業利益のうち、全世界売上にも占める当該市場国における売上の割合に相当する利益に対して市場国が課税するというような考えである。現段階では、全世界売上高が 200 億ユーロを超え、かつ、税引前利益率が 10%を超える企業を対象に、100 万ユーロ以上の収益を特定の市場国・地域から獲得している場合に新課税根拠規定が適用され、残余利益の 20%から 30%が市場国・地域へと配分される。刻々と変化する企業の経済活動に応じて、居住地国・源泉地国・仕向け地国の概念を越え、さらに、後発諸国も含めた視点での国際課税のあり方が「誰一人取り残さない」(leave no one behind)時代において、益々求められることになるであろう。

3. 「消費税の逆進性を緩和する租税政策」に関して、わが国でも、消費税の増税とともに複数税率制度が導入されたが、標準税率 10%に対して 8%の軽減税率では軽減措置を講じたとは言いがたい。逆進性緩和策としては、非常に軽弱な軽減税率に過ぎない。複数税率制度において消費税の増税を図りたいのであれば、割増税率を設定する等の内部的調整も考えられる。たとえば、標準税率を 10%とした場合、軽減税率を 0%、割増税率を 20%にする複数税率制度が構築されるべきである。

カナダでは、消費税の逆進性緩和策として、子育て世帯の低所得者に給付付き税額控除を適用している。年間所得が 37,789 ドル(おおよそ約 290 万円)以下の世帯に対して、基礎給付額として 580 ドル(おおよそ 4 万 5,000 円)が付与され、子供 1 人当たり 153 ドルの給付額が加算される。子供を持つ未婚・別居・離婚・寡婦の者には、基礎給付額 290 ドル、1 人目の子供に対する給付額 290 ドル、さらに追加的給付額 153 ドルの合計 733 ドル(おおよそ 5 万 5,000 円)が付与され、2 人目以降の子供に対しては、1 人あたり 153 ドルの給付額が加算される。非課税項目を最小限に留めるニュージーランド GST においても、課税ベースを広く求める一方で、逆進性の緩和策は、所得税の領域で「給付付き税額控除」が採用され、しかも、この税額控除制度では、扶養対象の子を有する家族世帯に限り適用されることによって、適用対象を絞った格差是正対策が行われている。

格差是正の観点からは、財源確保のための税源を「簡素で広い課税ベース」の消費課税に求めながら、逆進性対策として、所得の再分配を所得課税の領域で行われることが重要となる。所得が安定すれば、消費に繋がるので、従来から積極的に検討が重ねられてきた就労促進・子供世帯支援を目的とする給付付き税額控除の導入が有効と考える。高所得者への税負担軽減が大きい所得控除は縮小され、所得制限付き等、ニュージーランドのように、対象者を絞った給付付き税額控除が累進性の強化に繋がるであろう。さらに、わが国の場合、子育て世代の若年夫婦、かつ、低額所得者の社会保険料が大きな負担となっている経済的現実を斟酌するならば、軽減税率とは別に、税と社会保障を一体的に捉えた社会保険料控除の給付付き税額控除化も講じられるであろう。以上のように、EU 型付加価値税や消費税導入先進諸国における議論を中心とする検討は消費課税の将来像を模索する上で示唆に富むものであった。

以上のように、これまで税目横断的に検討してきたこれらの租税政策が導入されるならば、富の再分配機能および所得の再分配機能を通じて、経済的格差が大幅に是正でき、公正かつ健全な経済社会が構築されるであろう。今後もグローバルな視点で社会・税制の動きを注視しつつ、本研究で積むことのできた知見を新たな形で展開させて行きたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 酒井翔子	4. 巻 第12号
2. 論文標題 無形資産に対する市場国課税の経緯と進展	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『租税実務研究』	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 酒井翔子	4. 巻 第81巻第1号
2. 論文標題 「マリーズ・レビュー研究 - 普遍的租税制度への接近 - 」(書評)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『産業経理』	6. 最初と最後の頁 104-105頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 酒井翔子	4. 巻 第81巻第2号
2. 論文標題 「気候変動関連情報開示の現状と論点整理」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『産業経理』	6. 最初と最後の頁 136-144頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 酒井翔子 共著者：菊谷正人	4. 巻 第63巻第1号
2. 論文標題 「消費行動の格差と租税制度」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『嘉悦大学研究論集』	6. 最初と最後の頁 25-41頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井翔子 共著者：菊谷正人	4. 巻 第57巻第2号
2. 論文標題 「経済格差と租税制度」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『経営志林』	6. 最初と最後の頁 27-47頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井翔子	4. 巻 第11号
2. 論文標題 「インド税制の現状と租税政策」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『租税実務研究』	6. 最初と最後の頁 31-49頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井翔子	4. 巻 第63巻第2号
2. 論文標題 「英国における所得課税の形成と税務会計の特徴」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『嘉悦大学研究論集』	6. 最初と最後の頁 1-16頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子友裕・中野貴元・酒井翔子	4. 巻 79
2. 論文標題 企業が考える税務会計教育の課題と期待	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 産業経理	6. 最初と最後の頁 194-204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 脱炭素社会に向けた環境保護税制の役割
3. 学会等名 税務会計研究学会第35回全国大会（特別委員会メンバーとして上記テーマ担当・報告）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 富の格差に対する税制の議論と課題
3. 学会等名 税務会計研究学会第35回全国大会（特別委員会メンバーとして上記テーマ担当・報告）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 酒井翔子・高桑健
2. 発表標題 法人税法132条の意義と 範囲拡大の検討
3. 学会等名 租税実務研究学会第17回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 脱炭素社会に向けた気候関連財務情報開示と環境保護税制への期待
3. 学会等名 税務会計研究学会第34回全国大会（特別委員会メンバーとして上記テーマ担当・報告）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 酒井翔子・ピシヨワ ラズ カンデル
2. 発表標題 Tax and Corporate Governance: Best Practice of Tax payment and Top management
3. 学会等名 17h Western Economic Association International Conference
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 「無形資産に対する市場国課税への経緯と進展」
3. 学会等名 租税実務研究学会第15回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 「英国におけるグリーンファイナンス戦略とTCFD勧告に基づく開示義務」
3. 学会等名 日本社会関連会計学会第34回
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 「大企業の輸出免税における課題」
3. 学会等名 グローバル会計学会第3回
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 「租税回避対応策の国際的協調と課題」
3. 学会等名 税務会計研究学会第32回
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 Global warming policy and local environmental taxes for realization of low carbon society
3. 学会等名 20th Global Conference on Environmental Taxation (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 消費課税に関する諸外国の潮流
3. 学会等名 租税実務研究学会第13回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 95th Western Economic Association International Conference
3. 学会等名 Tax avoidance and tax governance of multinational companies (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 租税回避対応策の国際的協調と課題
3. 学会等名 税務会計研究学会第32回全国大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 Current situation and issues of environmental taxes in Japan
3. 学会等名 19th Global Conference on Environmental Taxation (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 酒井翔子
2. 発表標題 The Lack of income redistribution function in Japanese tax system
3. 学会等名 15th Western Economic Association International Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 金子友裕編著、中野貴元、長島弘、成宮哲也、福浦幾巳、平川茂、宮崎裕土、酒井翔子、依田俊伸	4. 発行年 2022年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 283
3. 書名 『課税所得計算の形成と展開』	

1. 著者名 酒井翔子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 税務経理協会	5. 総ページ数 296
3. 書名 現代英国税制	

1. 著者名 菊谷正人編著(第24章 酒井翔子)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 税務経理協会	5. 総ページ数 505
3. 書名 会計学と租税法の現状と課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------